

日行連発第 8 2 9 号  
令和元年 10 月 31 日

各 単位会長 様

日本行政書士会連合会  
会 長 常 住 豊  
大規模災害対策本部  
本部長 常 住 豊

「令和元年台風第 19 号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」の制定に伴い許認可等の存続期間（有効期間）が延長されたこと等について

平素より、本会の事業執行にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和元年台風第 19 号の被災自治体及び被災者への支援活動については、当月 23 日付け日行連発第 756 号又は第 757 号文書にてお願いをしているところですが、昨日、総務省行政管理局（行政通則法担当）より本会に宛て、添付の依頼がありました。台風第 19 号による災害が特定非常災害に指定されたことにより、一部許認可等の有効期間が延長されるとともに、法令上の義務の免責が設定される等の措置が講じられることについての情報提供と周知依頼となっています。

つきましては、貴会において会員の皆様が被災者の方々からの相談に応じられる際の参考として、ご利用ください。

なお、本文書の趣旨内容は、本会ホームページにも掲載いたします。

何卒よろしく願いいたします。

#### 【添付】

総務省行政管理局発 日本行政書士会連合会宛 令和元年 10 月 30 日付け・事務連絡

『「令和元年台風第 19 号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」の制定に伴い許認可等の存続期間（有効期間）が延長されたこと等の周知について（依頼）』

#### 【総務省ホームページより】

○令和元年台風第 19 号による災害「特定非常災害」指定について（各種の許認可等（運転免許等）の有効期間の延長などが行われます。）

[http://www.soumu.go.jp/menu\\_kyotsuu/important/kinkyu02\\_000361.html](http://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000361.html)

○「令和元年台風第 19 号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」の公布・施行について

[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01gyokan01\\_02000095.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyokan01_02000095.html)

以 上

事務連絡  
令和元年10月30日

日本行政書士会連合会 御中

総務省行政管理局管理官（行政通則法担当）

「令和元年台風第19号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」の制定に伴い許認可等の存続期間（有効期間）が延長されたこと等の周知について（依頼）

平素から当局の業務について御理解御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和元年台風第19号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令が、令和元年10月18日（金）に閣議決定・公布・施行されました。

この指定により、運転免許のような許認可等について、各府省庁が個別に告示で指定することで、有効期間が最長で令和2年3月31日（火）まで延長されるとともに、事業報告書の提出などの法令上の義務を履行できない場合の免責期限が令和2年1月31日（金）に設定される等の措置が講じられます。

本政令に基づく行政上の権利利益の延長措置等の具体的内容については、総務省ホームページ（※）においてリーフレット「被災者のみなさまへ」（別添）を掲載し、具体的にどのような措置が講じられるのかについての情報提供を行っておりますところ、

※ [http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01gyokan01\\_02000095.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyokan01_02000095.html)

- ① 本件の貴会ホームページの「災害対策関連情報」での周知、
  - ② 行政書士会の会員の皆様が被災者の方々から御相談に応じられる際の必要に応じての同リーフレットの周知・活用
- について、特段の御配慮を頂きますようお願いいたします。

総務省行政管理局行政手続室 担当：大塚、新家、鏡 電話：03-5253-5349
--

令和元年10月18日  
内閣府・総務省・法務省

## ご存知ですか？

- ★ 運転免許のような許認可等の存続期間（有効期間）が延長されます
- ★ 各種届出などの法令上の義務を履行できない場合の免責期限が設定されます（処分や刑罰を受けません）
- ★ 法人に係る破産手続開始の決定が留保されます
- ★ 相続放棄等の熟慮期間が延長されます
- ★ 民事調停の申立手数料が免除されます

※ 令和元年台風第19号による災害が**特定非常災害**に指定されることにより、特定非常災害特別措置法に基づき、これらの措置が講じられます。

### ① 運転免許のような許認可等について、存続期間（有効期間）が最長で令和2年3月31日（火）まで延長されます。

◎ 令和元年10月10日（木）以後に満了する許認可等が対象です。

◎ 対象となる具体的な許認可等、対象地域、延長後の満了日は、**今後、各府省の告示で定められます。**

告示で定められた許認可等の内容や相談窓口については、  
総務省特設ページ ([http://www.soumu.go.jp/r01\\_taifudai19gokanrenjoho/hisai.html](http://www.soumu.go.jp/r01_taifudai19gokanrenjoho/hisai.html))  
などで、随時更新し、お知らせしていきます。



総務省  
特設ページ

◎ なお、告示のない許認可等や告示に指定された地域以外の方などについても、申出により、満了日の延長が認められる場合があります。

### ② 事業報告書の提出、薬局の休廃止等の届出などの法令上の義務を履行できない場合の免責期限が設定されます（令和2年1月31日（金）までに履行すれば、処分や刑罰を受けません。）

法令に基づく届出などの義務が、本来の期限までに履行できなかった場合であっても、それが特定非常災害によるものであることが認められた場合には、**令和2年1月31日（金）までに履行すれば**、行政上及び刑事上の責任を問われません。

※ 詳細については、法令に基づく届出等の担当窓口にご相談ください。

### ③ 法人に係る破産手続開始の決定の留保

破産手続開始の申立ては、債務者自らができる場合のほか、債権者もすることができます。

しかし、台風第19号の影響を受けて債務超過に陥った法人に対しては、債権者から破産手続開始の申立てをされたとしても、

(1)法人が清算中である場合 または (2)法人が支払不能である場合

を除き、**令和3年10月9日(土)までの間**、裁判所による**破産手続開始の決定はされません**。

### ④ 相続放棄等の熟慮期間の延長

台風第19号に際し災害救助法が適用された市区町村に住所を有していた相続人の方々を対象に、「相続の承認又は放棄」の熟慮期間(令和元年10月10日以後に満了するもの)が**令和2年5月29日(金)まで延長**されます。

### ⑤ 民事調停の申立手数料の免除

台風第19号に際し災害救助法が適用された市区町村に住所、居所、営業所又は事務所を有していた方が、**令和元年10月10日(木)から令和4年9月30日(金)まで**に、台風第19号による災害に起因する民事に関する紛争について裁判所に民事調停の申立てをする場合には、**手数料の納付が免除**されます。

◎詳細については、最寄りの裁判所にお尋ねください。

〔関連リンク〕

◎裁判所ウェブサイト

民事調停手続

[http://www.courts.go.jp/saiban/syurui\\_minzi/minzi\\_04\\_02\\_10/index.html](http://www.courts.go.jp/saiban/syurui_minzi/minzi_04_02_10/index.html)

各地の裁判所一覧

<http://www.courts.go.jp/map.html>

### 参考情報：日本司法支援センター（法テラス）の支援について

法テラスでは、法的問題について、解決に役立つ法制度や各種手続、相談窓口等の情報を提供しています。

被災者の方を対象とした無料法律相談も行っていますので、詳しくは下記にお問い合わせください。

おなやみレスキュー

被災者専用フリーダイヤル 0120-078309

受付時間：平日 9:00～21:00

土曜日 9:00～17:00（祝日・年末年始を除く）